

もっと身近に

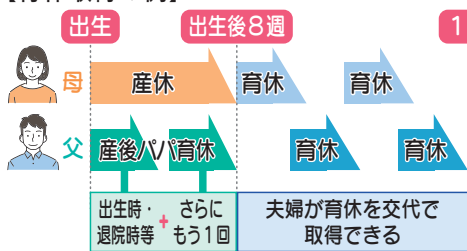
男女共同参画

10月1日から「産後パパ育休」がスタート

育児・介護休業法が昨年6月に改正

され、今月から男性の育児休業（育休）取得を促進する新たな制度「産後パパ育休（出生時育児休業）」が始まったほか、1歳までの育休も、夫婦ともに2回に分割して取得可能になりました。男性が出産後の女性をサポートしやすくなったほか、夫婦が交代で育休を取得できるようになるなど、家庭の事情や生活に合わせて育休を取得できるようになっています。

【育休取得の例】



「産後パパ育休」ってどんな制度？

「産後パパ育休」とは、子どもの出生後8週間以内で2回、合計4週間まで育休を取得できる制度です。取得するためには、原則として休業の2週間前までに会社への申し出が必要です。

夫婦で協力して育児をしよう！

女性は妊娠中や出産後、生活環境が大きく変化するため体調を崩しやすいです。特に、出産後は育児による疲労やホルモバランスの変化などから精神的に不安定になりやすく、心身の不調を引き起こすこともあります。このような状態が続くと「産後うつ」を発症する可能性があります。「産後うつ」のピークは、産後2週間から1か月といわれています。出産直後から男性が育休を取得し、慣れない育児を夫婦で協力して行うことで、「産後うつ」の防止にもつながります。

育児は、女性だけが担うものではありません。夫婦や家族で協力することが大切です。そして、育休取得には職場の上司や周りの方の理解と協力、取得しやすい雰囲気づくりが必要です。みなで子育て世代を応援する環境を作っていきましょう。

厚生労働省のホームページでは、男性の育休について詳しく知ることができます。



◎協働まちづくり課

外国人活躍・共生社会推進室

TEL 44-3138

ふくろい 懐かしの風景

vol.13

生涯学習課
文化財係
TEL 23-9264

共立袋井病院と

附属看護婦養成所（田町）



▲共立袋井病院（完成当時）



▲共立袋井病院の玄関にて
（提供：大場民子さん）

昭和30年、現在の「永楽町」交差点から西に100メートルのところに共立袋井病院がありました。

左下の写真は、昭和35年6月頃に共立袋井病院の玄関前で撮影されたもの。写っているのは病院北側に併設されていた看護学校・附属看護婦養成所を卒業した第1期生のメンバーです。定員は30人、生徒は袋井だけではなく磐田

市・掛川市・旧菊川町・森町・旧浜北市と県西部から広く集まり、遠方出身の学生は寮生活を送っていました。

養成期間は2年間。学生は午前中の看護実習、午後の基礎教科で看護の「心、知識、技術」を学びました。2学期の「戴帽式」で、学生は病院実習の前に看護師のシンボルであるナースキャップを与えられ、看護の道に進む決意を固めました。